別紙3

○総務省告示第　　号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十九第一項第四号、第二項第二号及び第三項第四号並びに別表第二号第33の規定に基づき、二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成十七年総務省告示第五百七十号（総務大臣が別に告示する二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯無線アクセス通信を行う無線局の無線設備に係る変調方式及び占有周波数帯幅の許容値を定める件）は、廃止する。

平成　年　月　日

（案）

総務大臣　新藤　義孝

一　設備規則第四十九条の十九第一項第四号及び別表第二号第33の技術的条件は、次のとおりとする。

1　占有周波数帯幅の許容値

次の表に掲げる値とする。この場合において、五〇〇kHz未満の端数が生じたときは、これを五〇〇kHzに繰り上げた値とし、五〇〇kHzを超え一MHz未満の端数が生じたときは、これを一MHzに繰り上げた値とする。

変調方式	占有周波数帯幅の許容値
四相位相変調又はこれと同等以上の	次に掲げる式による値

（案）

性能を有するもの及び一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調若しくは六四値直交振幅変調又はこれと同等以上の性能を有するもの	ｆｃ１×（１＋α） α：ロールオフ率　（ロールオフ率0.5以下）
ＧＭＳＫであって、ガウス型低減フィルタの正規化３ｄＢ帯域幅（片側）0.25のもの	次に掲げる式による値 ｆｃ１×1.0
ＧＭＳＫであって、ガウス型低減フィルタの正規化３ｄＢ帯域幅（片側）0.5のもの	次に掲げる式による値 ｆｃ１×1.2
直交周波数分割多重方式	次に掲げる式による値 ｆｃ１×サブキャリア数×1.1

ｆｃ１：クロック周波数（ＭＨｚ）

２　空中線電力

〇・五ワット以下であること。

３　隣接チャネルの帯域における空中線電力に対する減衰量

中心周波数から一チャネルの帯域幅離れた周波数及び一チャネルの帯域幅の二倍離れた周波数を中心として±〇・四五×一チャネルの帯域幅の帯域幅内に輻射される空中線入力端における空中線電力に対する減衰量が次の値以上となること。

ア　中心周波数から1チャネルの帯域幅離れた周波数を中心として±0.45×1チャネルの帯域幅の帯域内

27dBc

イ　中心周波数から1チャネルの帯域幅の2倍離れた周波数を中心として±0.45×1チャネルの帯域幅の帯域内

43dBc

（案）

二　設備規則第四十九条の十九第二項第二号の技術的条件は、次のとおりとする。

1　占有周波数帯幅の許容値

次の表に掲げる値とする。この場合において、五〇〇kHz未満の端数が生じたときは、これを五〇〇kHzに繰り上げた値とし、五〇〇kHzを超え一MHz未満の端数が生じたときは、これを一MHzに繰り上げた値とする。

変調方式	占有周波数帯幅の許容値
四相位相変調又はこれと同等以上の	次に掲げる式による値

（案）

性能を有するもの及び一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調若しくは六四値直交振幅変調又はこれと同等以上の性能を有するもの	ｆｃｌ×（１＋α） α：ロールオフ率　（ロールオフ率0.5以下）
ＧＭＳＫであって、ガウス型低減フィルタの正規化３ｄＢ帯域幅（片側）0.25のもの	次に掲げる式による値 ｆｃｌ×1.0
ＧＭＳＫであって、ガウス型低減フィルタの正規化３ｄＢ帯域幅（片側）0.5のもの	次に掲げる式による値 ｆｃｌ×1.2
直交周波数分割多重方式	次に掲げる式による値 ｆｃｌ×サブキャリア数×1.1

ｆｃｌ：クロック周波数（ＭＨｚ）

２　空中線電力

〇・五ワット以下であること。

３　隣接チャネルの帯域における空中線電力に対する減衰量

中心周波数から一チャネルの帯域幅離れた周波数及び一チャネルの帯域幅の二倍離れた周波数を中心として±〇・四五×一チャネルの帯域幅の帯域内に輻射される空中線入力端における空中線電力に対する減衰量が次の値以上となること。

ア 中心周波数から1チャネルの帯域幅離れた周波数を中心として±0.45×1チャネルの帯域幅の帯域内

27ｄＢｃ

イ 中心周波数から1チャネルの帯域幅の2倍離れた周波数を中心として±0.45×1チャネルの帯域幅の帯域内

43ｄＢｃ

4 送信空中線

その絶対利得が二〇デシベル以上の利得を有する指向性空中線であること。

（案）

三 設備規則第四十九条の十九第三項第四号の技術的条件は、次のとおりとする。

1 占有周波数帯幅の許容値

次の表に掲げる値とする。この場合において、五〇〇kHz未満の端数が生じたときは、これを五〇〇kHzに繰り上げた値とし、五〇〇kHzを超え一MHz未満の端数が生じたときは、これを一MHzに繰り上げた値とする。

別紙3

（案）

変調方式	占有周波数帯幅の許容値
四値周波数偏位変調又はこれと同等以上の性能を有するものであって変調指数0.4のもの	次に掲げる式による値 ｆｃｌ×1.6
四値周波数偏位変調又はこれと同等以上の性能を有するものであって変調指数0.7のもの	次に掲げる式による値 ｆｃｌ×2.0
四相位相変調又はこれと同等以上の性能を有するもの及び一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調若しくは六四値直交振幅変調又はこれと同等以上の性能を有するもの	次に掲げる式による値 ｆｃｌ×（１＋α） α：ロールオフ率　（ロールオフ率0.5以下）
ＧＭＳＫであって、ガウス型低減フィルタの正規化３ｄＢ帯域幅（片側）0.25のもの	次に掲げる式による値 ｆｃｌ×1.0
ＧＭＳＫであって、ガウス型低減フ	次に掲げる式による値

ィルタの正規化３ｄＢ帯域幅（片側）0.5のもの	ｆｃｌ×1.2
直交周波数分割多重方式	次に掲げる式による値 ｆｃｌ×サブキャリア数×1.1

ｆｃｌ：クロック周波数（ＭＨｚ）

２　空中線電力

〇・五ワット以下であること。

３　隣接チャネルの帯域における空中線電力に対する減衰量

中心周波数から一チャネルの帯域幅離れた周波数及び一チャネルの帯域幅の二倍離れた周波数を中心として±〇・四五×一チャネルの帯域幅の帯域内に輻射される空中線入力端における空中線電力に対する減衰量が次の値以上となること。

ア　中心周波数から１チャネルの帯域幅離れた周波数を中心として±0.45×１チャネルの帯域幅の帯域内

27ｄＢｃ

イ　中心周波数から１チャネルの帯域幅の２倍離れた周波数を中心として±0.45×１チャネルの帯域幅の帯域内

（案）

別紙3

（案）

43ｄＢｃ

４　送信空中線における主輻射の方向からの離角に対する等価等方輻射電力

次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

区分	主輻射の方向からの離角（θ）	等価等方輻射電力（一ミリワットを〇デシベルとする。）
二二GHz帯又は二六GHz帯の周波数の電波を使用するもの	〇度以上五度以下	次に掲げる式による値以下 $73-3.8\theta$ デシベル
	五度を超え一〇〇度未満	次に掲げる式による値以下 $68.5-20.8\log_{10}\theta$ デシベル
	一〇〇度以上一八〇度以下	二六・九デシベル以下
三八GHz帯の周波数の電波を使用するもの	〇度以上六度以下	次に掲げる式による値以下 $71-3.3\theta$ デシベル
	六度を超え一四〇度未満	次に掲げる式による値以下 $67.3-20.9\log_{10}\theta$ デシベル
	一四〇度以上一八〇度以下	二二・四デシベル以下